



東京都行政書士会大田支部会報 第19号
■発行人 川邊 佳夫
■編集人 堀江 寛寿、藤井 由布子、湯原 玲奈
■発行所 東京都行政書士会大田支部
〒144-0056
東京都大田区西六郷 4-30-7-1C
TEL 03 (3734) 0491
URL <http://ota.tokyo-gyosei.or.jp/>
■印刷所 東京都大田福祉工場

新春によせて

東京都行政書士会大田支部

東京行政書士政治連盟大田支部

支部長 川 邊 佳 夫



新年あけましておめでとうございます。

日頃より、支部会員をはじめ、関係各位におかれましても、大田支部の活動に、ご理解、ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

支部会員皆様のご協力により、昨春の定時総会以降、研修会をはじめ広報強調月間における無料相談会の開催など、今年度の支部事業も順調に推し進めることができております。

近年、支部会員が右肩上がりに増加する傾向が続き、今年度中に180名を超えるに至っております。

活性化に繋がっていると同時に、新入会員懇談会においては、抱える課題と、これからの対応策について一助となるよう諸先輩会員との交流を図っております。

本来の行政書士業務である許認可申請は、総務省調べで2万件位あるといわれております。

そのすべてに精通することは不可能であり、また得手不得手もあり、やはり精通した業務に長けた諸先輩の教えを乞うことが一番であると信じます。

そうした意味でも、大田支部は開かれた支部であり、新入会員においては安心して業務に臨まれ、学んだことをまた後進の育成に繋げて行って貰いたいと思います。

これが真の生きた研修であり、支部の発展にも繋がることと信じます。

国民、都民、区民の負託を受けた政治家の方々におかれましては、こうした大田支部の実情について、ご理解をいただき、支援者の方々の抱える様々な問題に対し、ワンストップサービスの対応ができる行政書士の活用をお願い申し上げる次第です。

いよいよ、東京オリンピック・パラリンピック開催まで、あと3年となります。

世界各国から入国される外国人のための民泊制度の活用から、空家問題への対応、相続・後見問題など、様々な要望に応えられるよう、大田支部会員一同スクラムを組んで対処していきたいと思っております。

新年も、支部会員をはじめ関係各位のご健勝と、益々のご発展をお祈りし、新春のご挨拶とさせていただきます。

地域密着型、中小企業支援型の国家資格者としての活動

東京都行政書士会

会長 常 住 豊



明けましておめでとうございます。川邊佳夫支部長をはじめ大田支部の会員の皆様には、平素より東京会の活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成28年度の事業計画において、活動理念を「“そうだ行政書士に相談しよう”という気

運を高めよう!!」とし、それを受けた基本方針を「“3つの共生”を掲げて、地域住民に愛され、期待される活動の基礎をつくる。」としております。3つの共生とは、地域との共生、役所との共生、他士業者との共生であり、中長期的には、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、社会貢献活動をととして国際化における多文化との共生を目指します。

“そうだ行政書士に相談しよう”という気運を都内標準にすべく、本年も積極的に活動を展開して参ります。

現在、特に力を入れて活動していることの1つに、地域との共生の具体的施策である地域金融機関との連携があります。私たち行政書士は、地域密着型、中小企業支援型の国家資格者であるべきといえます。地域金融機関と連携することにより、これらが実現できると考えています。

具体的には、金融機関の取引先で、会社設立、許認可申請、相続、成年後見などのご相談がある場合、行政書士会へ紹介してもらい手続きを協力して差し上げることになっています。一方、会員の皆様の依頼者で開業資金や運転・設備資金などのニーズがある場合、金融機関に紹介して差し上げてください。東京会会員の紹介の場合、優先的に審査していただけます。また、融資申込書や事業計画書などを作成して差し上げれば、私たち会員にとっての新たな業務確立にもなるでしょう。提携金融機関には、これらの書類の作成について、アドバイスをして頂けることのできることを得ています。これにより、地域の中小企業者の問題がワンストップで解決できることになります。

これらの活動をととして、地域住民から信頼を得て、“そうだ行政書士に相談しよう”という気運を都内標準にして参りましょう。

第1回大田支部研修会 開催報告

平成28年度第1回大田支部研修会は、平成28年6月29日（水）午後2時30分より大田区消費者生活センター第5集会室にて『納税証明書オンライン請求の概要について』をテーマに、蒲田税務署のご協力の下で行われました。

講師をご担当いただいた蒲田税務署管理運営部門上席国税徴収官大島正貴様は、「e-Tax」の普及に従事されている国税オンライン・サービスのスペシャリストであり、納税システムに関する幅広い知識を有していらっしゃいました。

今回の研修は、(1) 所得税確定申告書の作成から納税証明書請求までの流れについて、(2) 納税証明書のオンライン請求手順について、(3) マイナンバー（社会保障・税番号制度）導入に伴う納税証明書請求時の留意事項について、の3点から構成されていました。

いずれも税務に関連するものであり、私たち行政書士が依頼される業務とは直接的には関わらないものですが、参加者の関心は高かったようで、会場となった大田区消費者生活センター第5集会室（通常の研修会場よりやや広め）は多くの会員で一杯になりました。

参加者には、事前にPCまたはスマートフォンを持参することでe-Taxの利用に必要な手続きがその場で実践できる旨の案内があり、実際に研修当日は、プロジェクターを用いて、大島様自らオンライン上での操作手順を大型スクリーン上に示しながら手続きの流れをご案内いただきました。

決算書作成についての説明では、単にオンライン操作の説明ということだけではなく、青色申告そのものについても丁寧に説明いただきました。参加者の中には行政書士登録後、間もないため、まだ個人事業の決算申告に不慣れな方も何人かおられ、熱心にメモを取る様子が見られました。

納税証明書取得については、導入されたばかりのマイナンバー制度を踏まえつつ「窓口」「郵送」「電子ファイル」といった受け取り方法ごとに、取り扱いの違いが示され、特に代理人が取得する場合の取り扱いについては、かなり踏み込んだところまで、ご説明がありました。

講義終了後の質疑応答においては、利用者側の対応機種など含めて細かい質問もありましたが、全て丁寧に回答いただきました。参加者全員、オンライン納税、納税証明書取得の基礎知識を身に付け、事業者としての業務の効率化、また、顧客へのアドバイスに役立てることができるのではないかと思います。



四支部合同研修会 開催報告

平成28年8月5日（金）午後6時15分より、大井町のきゅりあんイベントホールにおいて、恒例の大田・品川・目黒・港の四支部合同研修会が開催されました。四支部と他支部を合わせて、107名の方が出席され、本年度の幹事は大田支部が務めました。

今回は、大田区保健所生活衛生課（民泊の申請窓口）、環境衛生担当係長の伊藤弘之様を講師にお迎えし、「国家戦略特別区域外国人滞在施設事業（特区民泊）」についてのお話を頂きました。

実際に特区民泊の認定申請の審査をなさっている、大田区のご担当係長様の直接のお話とあって、認定されるためにはどのような点に注意す



る必要があるのかなど、大変、具体的なお話を伺う事ができました。近隣住民への周知の方法、緊急事態が発生した場合の外国語を用いての 24 時間対応の必要性、消防法令に適合しているかの確認など、特区民泊を申請するために満たさなくてはならない審査・指導基準がどのようなものであるか、また、民泊を行う物件が賃貸物件である場合の注意点や、集合住宅の場合の物理的な要件の難しさなども理解しやすく説明して頂きました。

特区民泊の申請の事務手続きについても大田区への事前相談に加えて、所轄の消防署への事前相談が必須であることなど、手続きの手順についても詳細な話をお聞きする事が出来て、行政書士にとっては実務と直結する内容で、大変興味深いものでした。今回の研修内容の「特区民泊」は、大田区が日本で初めて、特区民泊に関する条例を制定した区であることもあり、注目度も高く、大変多くの参加者がありました。

残念ながら、来年からは港支部が独立して、四支部合同での研修会は今回が最後という発表が有りましたが、研修後の懇親会には、68 名の方が参加され、楽しく有意義に親交を深める事が出来ました。

大田支部新入会員懇談会 開催報告

平成 28 年度大田支部新入会員懇談会が 9 月 1 日（木）午後 5 時 40 分より、大田区消費者生活センター第 6 集会室において新入会員 17 名を含む 31 名が参加し下記内容で開催されました。

I：川邊支部長：挨拶と行政書士としての心構えについて

報酬の決め方の注意、法改正はビジネスチャンスの時である、先輩との横のつながりを持つ。

II：

(1) 湯原先生：入管申請業務について

他土業とのつながりが大切、入管法をよく学習し、入管に相談することも大切である。

(2) 坂本先生：風俗許可

この分野は特にクライアントの見極めが大切である。他土業、不動産業者からの紹介が多い。風俗法の改正があったこと。質問があったら気軽に相談に来てほしい。

(3) 堀江先生：建設業許可

都道府県の手引書、国交省の手引書の重要性の説明。更新時の注意、毎年の決算変更届の提出。決算書を読めるようにしなければならない。

(4) 大松先生：成年後見

法定後見、任意後見について。報酬について。行政書士は申し立ての添付書類の作成ができるが、申し立て自体はできない。

(5) 佐藤先生：相続

相続人の確定が重要である。職務上請求書に関して。行政書士が出来ることは遺産分割協議書の作成である。この分野は特に他土業との連携が重要である。

(6) 西坂先生：支部とのかかわり方、支部活動案内

支部の催しに積極的に参加し、先輩の先生とのパイプ作りに心がけよう。

その後、3 名との質疑応答があり、川邊支部長の終わりの挨拶の後、新入会員懇談会は午後 7 時 30 分に終了しました。

また、終了後、懇親会が行われ 26 名が参加し、盛況に終了しました。



第 1 回法教育授業 実施報告

平成 28 年 9 月 14 日（水）10 時 45 分から大田区立蒲田小学校において、大田支部会員 11 名が参加して法教育授業を実施致しました。

「子供だから関係ない!? ～身近な生活と関わりのある「法律」と「契約」の話～」と題し、大田支部の滑川知也先生・青葉隆先生を講師として小学校 5 年生を対象にわかりやすく説明して頂きました。

前半は「法律」と「契約」について。まず、漫画本の購入や友人とのものの貸し借りを事例に、それが売買契約や使用貸借契約という「契約」である事を児童に理解してもらい、次に「小学生が購入した 500 円のお弁当は返品出来るのか?」といった事例を取り上げて、お小遣いの範囲で買い物をした場合の契約についての話をして頂きました。具体的な内容だったので、児童も自分の実経験と照らし合わせて考える事ができているようでした。

後半ではさらに「契約」について深く考えるため、児童たちにも起こりうる 3 つの問題をグループディスカッションしてもらいました。

(1) 親に内緒で 10 万円のパソコンを購入した場合、返品は出来るのか。

(2) オンラインゲームで年齢を偽って 5 万円を課金された場合は、支払いをしなくてはならないのか。

(3) 親の同意書を勝手に記入してスマートフォンの契約をした場合は、取り消すことができるのか。

小学校 5 年生の児童なら現実にもあり得るような身近な問題でもあり、社会問題となることも多いオンラインゲームやスマートフォンを取り上げた内容は小学校の先生方の関心も高く、児童たちも白熱した討論を重ねていました。

最後に児童たちからグループとしての意見を発表してもらいましたが、なかには参考資料として配布したルビ付きの民法の条文を根拠として挙げて答えてくれるグループもあり、我々も頼もしく思うと同時に驚かされました。

授業時間内の短い時間でしたが、児童に楽しく熱心に話し合ってもらうことで、法律がいかに自分達の身近な所でも使われ、自分達の生活にも密着しているものと知ってもらえた授業だったのではないかと思います。

今後も大田支部では、地域の学校への法教育活動を継続していきたいと考えております。

「第 1 1 回東京都行政書士会ソフトボール大会」 参加報告

平成28年9月19日（月・敬老の日）、明治神宮外苑軟式球場にて、今年もあいにくの雨の中、第11回ソフトボール大会が開催されました。全24チーム、応援者を合わせて約500名の参加者が集まりました。今年は開催時期をずらしたため、全6球場の内の4球場が使用でき、再び1日のみのトーナメント戦で行われることになりました。

開会式では、前回優勝の渋谷タイガースの選手宣誓と、毎年恒例の常住会長と中西豊名誉会長による始球式が行われました。

今年の大田WINGSはスターティングメンバーが9名しか集まらず、1名足りなかったため、急遽応援者の田村日出子会員にメンバーに入っていただきました。これにより大会特別ルールの女性アドバンテージで、毎試合2点が追加されることになりました。

1回戦の相手は優勝経験のある品川ブラックヘッズです。メンバーが全員おそろいのユニホームでとても強そうに見えますし、実力も相当なものです。

監督同士のじゃんけんの結果、後攻になりました。1回表に2点を取られましたが、その裏の攻撃で打線がつながり5点を取り返しました。2回表に1点を取られましたが、2回裏はこちらの打線が爆発し、5点を追加しました。3回表はエース山川文明会員が三振を奪う好投で0点に抑えました。大会規定の試合時間30分が経過したため、裏の攻撃をすることなく、10対3で勝利しました。勝利の記念にスコアボードを背にしてメンバー全員で記念撮影をしました。

2回戦はシードの江東パイレーツとの対戦です。今まで何回も一緒に練習しているので、強敵だということはわかっていました。こちらも点数を入れましたが、相手のクリーンナップを中心とする強力打線に打たれて、健闘むなしく6対7で惜敗しました。

今年は2回戦で負けてしまいましたが、来年は今回参加できなかったゴールデンルーキー数名を入れてベストメンバーを組み、優勝できるチームにしたいと思います。

大田WINGSでは、ソフトボール部員を随時募集しています。ソフトボールを通じて会員同士の親睦を深めることができますので、興味のある方はぜひ参加してください。特に女性のプレーヤーは大歓迎です。よろしくお願いします。



大田WINGS スターティングメンバー										
打順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
守備	1B	CF	SS	LF	RF	2B	3B	C	P	SF
選手	南	川邊	荒木	大房	滑川	夏目	菖蒲	西坂	山川	田村

大田支部街頭無料相談会を開催

恒例の行政書士制度広報月間における街頭無料相談会を、平成28年10月17日（月）午前10時から午後4時まで、大田区役所2階201・202会議室をお借りし、支部会員23名（見学者も含む）が参加して開催しました。

事前に大田区報にご案内を掲載して頂きましたが、区報をご覧になった相談者が例年より少なく、1階出入口付近で相談会案内や誘導を行うなどしても、前年度より減少し23名（前年度45名）の来場者に留まり、合計25件（前年度49件）のご相談に対応いたしました。

次年度におきましては、さらなる相談会の充実を計るべく開催したいと思います。

なお、主な相談内容と件数比率については、以下の通りです。

（括弧の数字は前年度のもの。）

相続・遺言・贈与	56（73）％
成年後見・福祉・介護保険関係	8（4）％
戸籍関係・各種届出	8（0）％
在留・帰化・国際結婚	8（2）％
交通事故	4（0）％
社会・労働保険関係	4（0）％
法人設立（会社・NPO等）	4（2）％
不動産問題	4（7）％
その他	4（0）％
近隣問題・暮らしの相談	0（2）％
内容証明・公正証書・事実証明等	0（2）％
離婚・家族問題	0（7）％

キリンビール横浜工場見学 実施報告書

2016 年 11 月 3 日（祝）、大田支部の懇親企画として支部会員 18 名が、横浜市鶴見区生麦にある「キリンビール横浜工場」の見学ツアーに参加しました。

ガイドの方の丁寧かつはっきりとした案内のもと、最新の映像を観たり、実際の工場の設備を俯瞰したりしながら、「キリン一番搾り」ができるまでを体感することができました。

やはり実際にビールを製造している工場の現場に行き、中で体感してみることで、キリンビールの「こだわりの製法」と「うまさの秘密」を知ることができ、キリンビールの魅力を存分に味わうことができました。

工場内を一通り見学した後は、お待ちかねの「試飲」の時間です。この試飲の時間は、時間制限はあるものの、3 杯まで無料で試飲することができます。大田支部の面々は、「待ってました!」と言わんばかり全員がビールを選択し、「キリン一番搾り」などのビールを思う存分堪能していました。後ほど行われる懇親会のことはすっかり忘れて、のどごし抜群のビールを約 30 分間味わうことができました。

工場見学終了後は、工場の敷地内に併設されている「スプリングバレーブルワリー」というレストランに移動し、16 名の大田支部の会員の参加のもと、懇親会を開催しました。懇親会でも、美味しい料理とともに様々な種類のビールを存分に堪能することができました。美味しいビールを存分に堪能できたせいか、会員同士の会話も普段以上に大いに弾み、さらなる横のつながりが構築できたのではないかと思います。



支部役員会

平成 28 年 4 月から 11 月までの間、役員会を 4 月 4 日（月） 5 月 27 日（金）、7 月 22 日（金）、9 月 23 日（金）、11 月 25 日（金）の計 5 回開催しました。

【支部会員の異動状況】

（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）

登録会員数：個人会員 180 名 法人会員：2 法人(平成 28 年 9 月 30 日現在)

(敬称略)

事 由	氏 名	異動年月日	郵便番号	事 務 所 所 在 地 事 務 所 名	電 話 番 号 F A X 番 号
入 会	藤 田 憲 彦	平成 28 年 4 月 2 日	143-0016	大田区大森北 1-23-8 第 3 下川ビル 402 藤田のりひこ行政書士事務所	090-7420-6890
	田 中 秀 穂	平成 28 年 4 月 2 日	143-0016	大田区大森北 1-23-8 第 3 下川ビル 402 藤田のりひこ行政書士事務所	080-3598-8044
	川 邊 良 平	平成 28 年 4 月 15 日	144-0056	大田区西六郷 4-30-7 音金六郷マンション 1C 川邊行政書士事務所	03-3734-0491 03-5703-4951
	黒 川 真 理 子	平成 28 年 4 月 15 日	146-0092	大田区下丸子 2-13-5-516 ありす EP 行政書士オフィス	03-6754-8498 03-6754-8498
	大 房 明 良	平成 28 年 5 月 15 日	144-0031	大田区東蒲田 1-15-10 大房行政書士事務所	03-5714-5080 03-5714-5085
	金 子 有 紀	平成 28 年 5 月 15 日	146-0092	大田区下丸子 2-13-5-718 行政書士金子法務事務所	03-3750-3857 03-6745-1109
	齋 藤 隆 夫	平成 28 年 5 月 15 日	144-0031	大田区東蒲田 2-28-10 シャルム東蒲 203 行政書士東京リーデックス法務事務所	03-6424-5693 03-6424-8258
	外 川 治	平成 28 年 5 月 15 日	144-0051	大田区西蒲田 7-40-6-301 外川行政書士事務所	03-3734-3123
	小 池 雅 之	平成 28 年 6 月 1 日	143-0015	大田区大森西 6-15-18 若林ビル 3 階 行政書士小池雅之事務所	03-3298-3391 03-3298-3393
	渡 邊 彩	平成 28 年 6 月 1 日	144-0034	大田区西糀谷 1-19-19 コーポ角田 202 あや行政書士事務所	03-6423-6779 03-6423-6779
	根 寄 知 恵 子	平成 28 年 6 月 15 日	144-0052	大田区蒲田 2-1-26 行政書士根寄知恵子事務所	03-5480-4860 03-5480-4861
	古 市 展 宏	平成 28 年 7 月 1 日	145-0071	大田区田園調布 5-22-8 フライティール行政書士事務所	03-3721-7131 03-3721-7131
	遠 藤 純 一	平成 28 年 8 月 15 日	145-0064	大田区上池台 4-20-7 ハッピー・リーブス行政書士事務所	03-3720-7342 03-3720-7342

入 会	木 村 育 重	平成 28 年 9 月 1 日	145-8566	大田区南雪谷 2-20-3 サンガ行政書士法人	03-3727-6111 03-3720-3207
	齊 藤 司 享	平成 28 年 9 月 1 日	145-8566	大田区南雪谷 2-20-3 サンガ行政書士法人	03-3727-6111 03-3720-3207
転 入	塩 原 匡 浩	平成 28 年 9 月 15 日	143-0016	大田区大森北 1-23-3-102 （品川支部より転入） あんしんステージ法務・福祉事務所 行政書士塩原匡浩	03-6321-4087
	高 木 泰 子	平成 28 年 9 月 30 日	145-0064	大田区上池台 1-1-6-501 （千代田支部より転入） ナユタ行政書士事務所	080-6793-1376
移 転	平 林 己 貴	平成 28 年 4 月 15 日	144-0052	大田区蒲田 1-6-16 ハイツアオキ第 12 1F	03-6424-9477 03-6424-9478
	新 宅 弘 史	平成 28 年 7 月 29 日	143-0025	大田区南馬込 2-23-9	—
	藤 澤 由 和	平成 28 年 9 月 15 日	144-0051	大田区西蒲田 7-49-1 ミラコスタキタミ 802	—
事務所名 変更	串 田 政 一 郎	平成 28 年 4 月 15 日	—	行政書士くしだせいいちろう事務所	—
	外 川 治	平成 28 年 6 月 30 日	—	行政書士外川法務事務所	—
	百 瀬 慶 祐	平成 28 年 8 月 31 日	—	行政書士百瀬法務人事総合事務所	—
電話番号 変更	加 藤 道 子	平成 28 年 5 月 13 日	—	—	03-3730-4357
	古 市 展 宏	平成 28 年 7 月 29 日	—	—	03-5755-5876 03-5755-5876
	渡 邊 彩	平成 28 年 8 月 31 日	—	—	03-6423-7200
転 出	山 口 湊	平成 28 年 9 月 12 日	—	千葉会へ転出	—
廃 業	大 藪 直 子	平成 28 年 5 月 20 日	—	（廃 業）	—
	福 原 秀 行	平成 28 年 7 月 22 日	—	（廃 業）	—
	杉 本 貞 夫	平成 28 年 9 月 7 日	—	（廃 業）	—
法人事務所 移転退会	行政書士法人 Kics	平成 28 年 8 月 10 日	—	神奈川会へ主たる事務所移転による退会	—

- ご訃報

杉本 貞夫 様（田園調布本町）
平成 28 年 9 月 7 日ご逝去
謹んでご冥福をお祈りいたします。
- 新年賀詞交歓会開催のお知らせ

大田支部では今年も、新年賀詞交歓会を開催致します。
皆様奮ってご参加ください。新年賀詞交歓会は、
日時：平成 29 年 1 月 18 日（水）午後 6 時 30 分より
（受付午後 6 時 00 分より）
会場：プラザ・アペア 2 階 ヴェレナの間
（大田区西蒲田 8-3-5）

●支部定時総会開催のお知らせ

平成 29 年度の支部定時総会を、下記のとおり開催致します。
支部定時総会終了後には懇親会も開催されますので、皆様
奮ってご参加ください。
日時：平成 29 年 4 月 19 日（水）午後 5 時 00 分より
会場：プラザ・アペア 3 階 アルバールの間
（大田区西蒲田 8-3-5）
- 平成 29 年度 相談員募集

毎月大田区役所で開催している無料相談会の相談員を今年も
募集致します。
新年度の相談員をご希望の方は、下記の募集要項にしたがい、
氏名・住所・電話番号・メールアドレスまたは FAX 番号を明
記の上、メールまたは FAX にてご応募ください。
後日、担当者からご連絡致します。
<募集要項>
相談員の方には、年 1 回～数回の相談会を担当して頂きます。
各回とも、相談員 2 名以上で担当します。
日時：毎月第 4 木曜 午後 1 時～4 時
（ただし、12 月のみ第 3 木曜に開催）
場所：大田区役所 1 階ロビー
申込先：堀江 寛寿 副支部長
メール lagen@horie.ecnet.jp
FAX 03-5762-0018
締切り：平成 29 年 2 月 10 日（金）到着分まで

支部会費納入のお願い

平素より支部運営にご理解、ご協力いただき大変有難うございます。平成 28 年度も 3 か月を残すのみとなりました。支部会費（月額 400 円、年額 4,800 円）は、当年度 1 年分を全納すると支部細則に規定されております。つきましては、12 月 31 日時点で、支部会費を未納の方は至急納入くださいますようお願い致します。支部運営は、会員各位の会費により成り立っております。会員相互の公平性の確保および円滑な支部運営の為、ご協力のほど宜しくお願い致します。

- 追伸 1：過年度（平成 27 年度以前）の支部会費を未納の方は、「過年度分の未納支部会費」を「平成 28 年度の支部会費」と合算して至急納入くださいますようお願い致します。
- 追伸 2：長期滞納会員に対しては、法的措置も検討致しますのでご承知おきください。

（会計担当 西坂）

編集後記	★新年あけましておめでとうございます。今年も頑張ってまいります。（堀江） ★昨年はよく風邪をひいてしまいました。本年は体調を整え、心機一転、新たな気持ちで過ごしてまいります。（藤井） ★一年は本当にあっという間に過ぎてしまいますね。皆様にとっての酉年が大きく羽ばたける新しい年になりますように。（湯原）
------	--